

令和8年第2回野洲市農業委員会総会議事録

令和8年2月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和8年第2回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 5番 | 中濱 | 佳久 |
| 6番 | 橋本 | 高明 |
| 7番 | 森 | 恒仁 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 11番 | 木村 | 二郎 |
| 12番 | 市木 | 和雄 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 14番 | 井狩 | 憲一 |
| 15番 | 辻 | 美智子 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	事務局次長	荒川 博志
	臨時職員	苗村 守

議長（会長）

それでは、只今から、令和8年第2回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は26名全員であります。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第13番 米澤委員、第14番 井狩委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第4号から議第5号の2議案を順次上程します。

先ず、議第4号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第4号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で8件でございます。議案書の1ページをご覧ください。

まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

北櫻字大造●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2 2 2 2 m²について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より無償で贈与したいとの話を受け、周辺を耕作していることでもありましたので受けることとなりました。

一方、譲渡人は、相続で申請地を所有することになりましたが、年齢が高齢となり所有、管理することが負担になっておられ双方の了承が得られたことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

須原字中座●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積1 0 0 1 m²について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●● 代表取締役 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、これまでも売買を締結した田を耕作しており、譲渡人からの依頼を引き受けることとなり土地を購入する事となりました。

一方、譲渡人は、自らで農地を管理することが難しく農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから7ページでございます。

比留田字駒田●●●●番、登記地目・現況地目 ともに畑、面積1 7 7 m²

木部字法事●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積1 5 8 m²

合計 3 3 5 m²について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、宅地を購入し、比留田に在住されています。

譲渡人より贈与の申出があり、自己消費用の野菜類を作っていく意思がございいます。

一方、譲渡人は、相続で申請地を所有することになりましたが、体調が悪く、引き受けても
らえる方がなく、除草等の管理をされています。こうしたことから木部の畑を使用賃借で耕
作してもらっている譲渡人に贈与を提案し、了承を得られたことから今回の申請に至って
います。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要
件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えま
す。

次に4件目、資料は別紙Aの8ページおよび10ページでございいます。

野田字落合●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積379㎡について、譲渡 ●
●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、交換をされるものです。

譲受人は、自宅横で畑作をされていますが土地は狭く、自己所有地で規模を広げようと考
えておられます。

一方、譲渡人は、水稻・麦・大豆を中心に農業を営んでおられ、畑までは手が回らないのが
現状で、空いている畑でよければ使ってもよいとの返事であったことから今回の申請に至
っています。

別紙Aの8ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要
件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えま
す。

次に5件目、資料は別紙Aの9ページから10ページでございいます。

野田字南鯰尾●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積 269㎡について、譲渡
人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、交換をされるものです。

譲受人は、今後において、農業経営の効率化を図りたいとの思いをもたれております。

一方、譲渡人は、当該地は日照条件が悪く、畑作をするのは困難であると考えていたところ、
譲受人より話を受け、今後の農業に対する効率化を願い同意されたことから、今回の申請に
至っています。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載の通りです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表の通りです。

次に6件目、資料は別紙Aの11ページから12ページでございます。

小比江字一本杉●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積 988㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、市内で多くの農地で営農をされており、今後も農業規模拡大を希望されています。一方、譲渡人は、ご高齢で自らで農地を管理することが難しく農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの11ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載の通りです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

次に7件目、資料は別紙Aの13ページから14ページでございます。

小篠原字的場●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 85㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏、●●●氏、●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、当該地である贈与の相談を受け、自宅の隣地に所在し、管理しやすいことから、自己消費用の野菜類を作っていくことに差しかえがないと考え受贈を承諾されています。一方、譲渡人は、相続で申請地を所有することになりましたが、仕事等の都合もあり、数年にわたり休耕農地として保有されていました。その間、親類で、本件土地の隣地に居住されている譲渡人に贈与を提案し、了承を得られたことから今回の申請に至っています。

別紙Aの13ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

次に8件目、資料は別紙Aの15ページから16ページでございます。

上屋字黒土●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積 2393㎡について、

譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、隣地で耕作していることもあり今回、土地所有者である譲渡人からの購入依頼を引き受けることとなりました。

一方、譲渡人は、ご高齢で、近く神戸に移住される予定であり、当該農地を所有、管理することが困難と考えて農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの15ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題は無いものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第20番 青木委員お願いします。

青木委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は相続で申請地を所有することになりましたが、年齢的にも維持管理することが難しくなっております。

一方、譲受人は譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、金銭を支払ってまで受けるつもりはありませんでしたが、譲渡人より無償で贈与したいとの話でありましたので、周辺を耕作していることもありましたので受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第10番 北浦委員。

北浦委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は自らで農地を管理することができなくなり、譲受人に購入の依頼をされておりました。

一方、譲受人は以前よりこの農地を賃貸借により営農をされており今回、土地所有者である譲渡人からの購入依頼を引き受けることとなり、今回の申請に至ったものでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第2番 針本委員。

針本委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は相続で申請地を所有することになりましたが、体調が悪く妹夫婦や地元のふるさとを守る会に耕作してもらっていましたが、現在は引き受けてもらえなくなり、除草等の管理だけされています。

一方、譲受人は宅地を購入し、比留田に在住されています。

このたび、譲渡人より贈与の申出があり、自己消費用の野菜類を今後も作っていく意思があるため申請され、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第8番 田中委員。

田中委員

ただいま事務局の説明があったとおりであります。ただ今針本委員から説明のあった通り、私からは説明を省略させていただきます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第11番 木村委員。

木村委員

野田の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は水稻・麦・大豆を中心に農業を営んでおら

れますが、畑までは手が回らないのが現状であります。

一方、譲受人は自宅横で畑作をされているのですが土地は狭く、所有地で規模を広げようと考えておられていましたが、譲渡人に相談したところ、空いている畑でよければ使ってもよいとの返事であったことから双方合意に至り、今回の申請に至ったものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第11番 木村委員。

同じく野田の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人の当該地は、日照条件が悪く、畑作をするのは困難と考えていたところ、譲受人より話を受け、今後の農業に対する効率化を願い同意されています。

一方、当該地は譲受人自らが所有している農業倉庫に隣接しており、今後において、農業経営の効率化を図りたいとの思いを、譲渡人に相談したところ心よく合意を得られましたので今回の申請に至ったものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第6番 橋本委員。

橋本委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人はご高齢で農地を所有することが難しくなり、農地を売却したいと望まれております。

一方、譲受人は市内で多くの農地で営農をされており、今後も農業規模拡大を行う上で便利が良いため双方、売買の話がまとまったことから、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第21番 川東委員。

川東委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人はこの土地を相続により取得されましたが、仕事等の都合もあり、数年にわたり休耕農地として保有されてきました。その間、親類で、本件土地の隣地に居住されている譲受人に管理をお願いしておられます。

一方、譲受人は譲渡人よりこの土地の贈与について相談があり、自宅の隣地に所在し、管理しやすいことから、営農することに差しつかえがないと考え受贈を承諾されることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

次に第22番 石塚委員。

石塚委員

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は現在、守山市にお住まいですが、近く神戸に移住される予定であり、当該農地を所有、管理することが困難と考えておられます。

一方、譲受人は、隣地で耕作していることもあり今回、土地所有者である譲渡人からの購入依頼を引き受けることとなり、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第4号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第4号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第5号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件です。議案書の3ページをご覧ください。

1件目の資料は別紙Aの17ページから20ページでございます。

井口字中川原●●●●番●、登記地目・現況地目 ともに畑、面積 394㎡について、申請人 ●●●●氏から、露天駐車場のために申請があったものです。

申請者は、令和6年2月7日相続により申請地を所有した時点で、既に造成され現在の状態となっていました。

現在、申請者は近隣にお住まいですが、自宅敷地には駐車スペースが乏しく、来客等があると路上駐車する必要があるため、今後、農作業用の軽トラックやキャンピングカー購入を予定されていますが駐車場所に苦慮しておられます。

申請地は居住地から近隣であり、今後耕作する意思も無いことから自己用の露天駐車場として転用を考えられていることから、今回の申請をされたものです。

別紙Aの17ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの18ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの19ページの土地利用計画図及び20ページの横断図をご覧ください。

申請地は赤線で囲んでいる部分であり、周囲の北側には水路、南側には市道、東側、西側には宅地が隣接しています。

次に2件目、資料は別紙Aの21ページから24ページでございます。

比留田字一之坪●番●、登記地目・現況地目 ともに畑、面積 162㎡

比留田字一之坪●番●、登記地目・現況地目 ともに畑、面積 188㎡

合計 350㎡について、申請人の林●●●●氏から露天駐車場のために申請があったものです。

申請人は売買によりこの土地を取得され農地転用許可後に所有権移転登記をされることとなります。昭和57年には農作業所が建っておりました。

申請者の、配偶者の仕事が長距離トラックの運転手であり、トラックを停めておく駐車場所に苦慮しておられます。

他に土地を所有しておらず、自宅前では他の車の出入りに支障がでるため自己用の露天駐車場として転用して使用したいと考えられていることから、今回の申請をされたものです。

別紙Aの21ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの22ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している2筆です。

別紙Aの23ページの土地利用計画図及び24ページの横断図をご覧ください。

申請地は赤線で囲んでいる部分で、周囲の北側、東側及び南側の一部には田、南側の一部には宅地、西側には自己所有地が隣接しています。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第10番 北浦委員。

北浦委員

ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請人は、申請地を相続され相続した時には、既に造成され現在の状態となっていました。

現在、申請者は近隣にお住まいですが、自宅敷地には駐車スペースが乏しく、来客等があると路上駐車する状態です。

また今後、農作業用の軽トラックや趣味で始めるキャンピングカー購入を予定されていますが駐車場に苦慮しておられます。

申請地は近隣であり、耕作する意思もないことから自己用の露天駐車場として転用を考えられています。

議長（会長）

次に第2番 針本委員。

針本委員

ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請人は、この土地を売買により取得され、農地転用許可をもって所有権登記をされることになります。

売買にあたり当該地を調査されたところ、昭和57年には国土地理院の航空写真では既に農作業所が建っており、造成されておりました。

申請者は隣地に住居されていますが、家族の仕事が長距離トラックの運転手であり、トラックを停めておく駐車場に苦慮しておられます。

他に土地を所有しておらず、自宅前では他の車の出入りに支障がでるため自己用の露天駐車場として転用を考えられています。

申請者は、本来の順序と異なる申請となったことを反省されており、今後は法令を遵守する旨の顛末書を添付して申請されています。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第5番 中濱委員。

中濱委員

一つ目の案件ですが、A-23の地図に記載されている既存建物に申請者は住まれているのか。

事務局

申請者の住居はお隣で居住されています。

会長

他にご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第5号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第5号は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてを議題とします。

事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

案件は1件です。

資料は別紙Aの25ページと本日お配りしました参考資料でございます。

富波字山口 甲●●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積 99㎡について、譲渡人●●●●氏と、譲受人 ●●●● 代表取締役社長 ●●●●氏とのあいだで、分譲住宅用地4区画とするため、農地転用の届出があったものです。

開発区域のうち農地が99㎡で残りは山林、宅地となっています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 (会長)

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。

これをもちまして、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第2回農業委員会総会を閉会いたします。